

目 次

○第1号（11月28日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
町長挨拶	3
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	4
日程第 3 承認第 4号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）に係 る専決処分の報告と承認を求めることについて	4
日程第 4 議案第56号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7
日程第 5 議案第57号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正す る条例	14
日程第 6 議案第58号 吉岡町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関 する条例の一部を改正する条例	16
日程第 7 議案第59号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例	18
日程第 8 議案第60号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）	20
日程第 9 議案第61号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 （第2号）	21
日程第10 議案第62号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予 算（第2号）	23
日程第11 議案第63号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）	24
町長挨拶	26
閉 会	26

平成26年第3回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成26年11月28日（金曜日）

議事日程 第1号

平成26年11月28日（金曜日）午前9時34分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 4号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 4 議案第56号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 5 議案第57号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 6 議案第58号 吉岡町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 7 議案第59号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 8 議案第60号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 9 議案第61号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第10 議案第62号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第11 議案第63号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）
(提案・質疑・討論・表決)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	小淵莊作君	上下水道課長	南雲尚雄君

事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 青木史枝

議 長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第3回吉岡町議会臨時会の開会に当たり、町長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

石関町長。

町長挨拶

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第3回吉岡町議会臨時会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日、臨時会が議員各位の出席のもと開会できますことに、心から感謝を申し上げます。北からは雪の便りが聞こえてくるこのごろとなりました。12月定例会を間近に控えて、また衆議院の解散総選挙と慌ただしい時期になりましたが、臨時会を開催していただきましてまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会では、吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う議案8件と第47回衆議院選挙に執行経費を専決処分したので、その報告と承認1件を上程させていただきました。

何とぞ慎重審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

どうか、議員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は大変お世話になります。

開会・開議

午前9時34分開会・開議

議 長（近藤 保君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回吉岡町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第1号により、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（近藤 保君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において15番南雲吉雄議員、1番飯島 衛議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（近藤 保君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定します。

日程第3 承認第4号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（近藤 保君） 日程第3、承認第4号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ご説明申し上げます。

承認第4号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについての提案理由を説明申し上げます。

今回の専決処分は、平成26年11月21日に衆議院が解散したことにより、12月14日に執行される衆議院議員の解散総選挙にかかわる選挙執行経費の必要が生じたため、11月21日付をもって予算の専決をさせていただいたものでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ946万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億7,955万5,000円とするものであります。

詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵 莊作君発言〕

財務課長（小淵 莊作君） それでは、衆議院の解散総選挙により特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正予算書をごらんください。

平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）は、次の定めによるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正額でございますが、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

2項でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

3ページをごらんください。

歳入でございますが、15款県支出金、694万8,000円を追加し9億3,796万4,000円とさせていただき、18款繰入金、251万9,000円を追加し6億5,595万円とさせていただくものでございます。

内容につきましては、3項県委託金、衆議院議員選挙費として県からの内示額でございます。

次に、歳出でございますが、5ページをごらんください。

2款総務費、946万7,000円を追加し9億432万9,000円とさせていただくものでございます。内容につきましては、4項選挙費で946万7,000円追加させていただくものでございます。

この内容につきましては、11ページをごらんください。

事項別明細書にありますけれども、投票管理者などの報酬、また投開票事務従事者手当、そして各種委託料などの経費でございます。

よろしく願いいたします。

議 長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 参考までにちょっとお聞きしたいんですが、立会人の方々が非常に1日頑張っているということなんですが、ここに計上されている金額が大体1人当たり幾らぐらいになるのか、参考までにお聞きしたいのですが。

議 長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 投票所の投票立会人の日額ですけれども、1万700円でございます。

ちなみに、開票立会人は8,800円と定められております。これは、吉岡町特別職の職

員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で定められている金額でございます。
よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 職員手当等も入っておりますが、この金額を大体吉岡町の職員100人ぐ
らいですから、100で割った数字でよろしいのでしょうか、1人当たり平均どのぐら
いになるのでしょうか。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 手当でございますが、これは投票事務並びに開票事務、また選挙管理
委員会本部の職員にかかわるもので、全員が投票、開票両方に事務従事するわけではござ
いませので、1人当たりという金額は算出しておりません。それぞれの事務従事者に当
たる手当を算出した結果でございます。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委
員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

承認第4号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の報告と
承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、承認第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第56号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第4、議案第56号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

本議案は、去る8月7日、人事院が一般職の国家公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しの実施について勧告しました。

これを受け政府は、給与関係閣僚会議等における検討の結果、10月7日に人事院勧告どおりの本年度の国家公務員一般職（行政職）の月給及び期末手当・勤勉手当の引き上げを閣議決定いたしました。

地方公共団体においては、人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処することとの、地方公務員法の第59条及び地方自治法第245条の4に基づく技術的助言が国、県から示されました。

吉岡町においても、職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務政策課長に説明させますので、ご審議の上、可決くださいませう、よろしく願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） それでは、議案書の1ページをごらんください。

第1条は、吉岡町職員の給与に関する条例。第12条通勤手当ですが、第2項第2号自動車等の使用距離に応じて支払う通勤手当の月額改正と、第21条勤勉手当、第2項勤勉手当の額で、本年12月に支給される勤勉手当の支給率を0.15カ月引き上げ、また減額対象職員の減額調整率及び議案書1ページ中段から5ページ下段まで、第3条関係、吉岡町職員給料表（別表）の改正です。給料月額の平均で0.3%の引き上げになります。なお、別表については平成26年4月から遡及適用される給料表です。

それでは、議案書の5ページの下段ですが、第2条は第1条の中段部で引き上げられた勤勉手当100分の15を6月と12月支給に100分の7.5ずつ振り分けることを規定したものです。

これは議案書6ページの附則第1条第1項で第2条第1項の規定は、平成27年4月1日から適用するとしています。また、附則第1条第2項の規定は、平成26年4月1日にさかのぼって適用するとされています。

附則第3条は、改定前に支払った額は内払いとみなし、改定後に差額を支給することになります。

それでは、新旧対照表でご説明します。

新旧対象の1ページをごらんください。

左半分が改正案、右半分が現行となっております。下線部分が改正箇所です。第1条による改正の通勤手当については、吉岡町職員に関する条例第12条第2項第2号のアは略されておりますが、2キロメートル以上5キロメートル未満の2,000円は改定がありません。この5キロメートル以上10キロメートル未満である職員に現行4,100円支給しているものを4,200円に改定するものです。ウ以下スまで、それぞれ区分に応じて、全体的に100円から7,100円までの間で下線部のとおりに引き上げられることとなります。

吉岡町の職員では、通勤手当差額支給の対象者が、11月現在で39人の該当者がいます。この5キロメートルから10キロメートルでは25人、ウは9人、エは1人、オは1人、カは1人、クは2人が該当しております。

今回の改定での影響額は、月額改定前35万3,960円、改定後は37万2,860円となります。4月から11月までの8カ月で15万1,200円になると試算しております。

次に、第21条第2項勤勉手当の支給率ですが、新旧対照表の2ページ下段から3ページ上段にかけてです。

第1号、再任用以外の職員（つまり一般職員）で100分の67.5から100分の82.5に、特定幹部職員にあつては100分の87.5から100分の102.5に引き上げられます。吉岡町の特定幹部職員は、課長、局長の9人です。

第2号は再任用職員についてです。再任用職員について、100分の32.5から100分の37.5に改めるものです。吉岡町では再任用職員が1人該当します。

今回の改定により、勤勉手当の補正額は、職員数112人分で563万4,000円を予定しております。

次に、新旧対照表3ページ。

附則第21項については、特定職員（55歳を超える職員）の減額率です。

勤勉手当の支給率ですが、期末・勤勉手当が官民給与の較差から見ると、民間の支給割合が4.12カ月に対して公務員の支給月数3.95カ月と0.17カ月の差があるとされています。これに伴い、年間一時金支給割合を100分の15に改定するものですが、既に6月は支給済みなので、本年のみ12月の勤勉手当に0.15カ月を加えるものです。

次に、別表吉岡町職員給料表を新旧対照表の3ページ下段から10ページまで下線部の

とおりに改定するものです。

今回の改正は、官民較差に基づく給与水準の改定で、月例給、俸給表を平均0.3%引き上げて、初任給及び若年層に重点を置いています。

新旧対照表3ページから10ページの別表を見ていただくと、1級で各号当たり1,200円から2,000円、2級では200円から1,900円、3級では0円から1,700円、4級で0円から1,600円、5級で0円から1,500円、6級で0円から1,500円となります。

例えば、新旧対照表の5ページ中ほど上から3段目、1級25号で、これは大学卒の初任給ですが、現行17万2,200円ですが、改定後は17万4,200円で2,000円の引き上げ額となり、そのまま右にずれていただき、6級25号では、現行37万1,500円で、改正後は37万2,700円と1,200円の引き上げ額です。

続いて、新旧対照表11ページ、第2条による改定ですが、先ほど一時金支給割合を年間で0.15カ月引き上げると説明いたしました。今回、12月で1年分の100分の15を引き上げますので、平成27年4月以降における勤勉手当の支給率をそれぞれ100分の7.5ずつ、6月と12月に振り分けるものです。

したがって、100分の82.5を100分の75に、特定幹部職員については100分の102.5を100分の95に改定することになります。

新旧対照表11ページ下段の附則第21項は、附則第18項55歳を超える職員に対する給与の支給に関する特別措置で、減額対象職員の減額調整率100分の1.2375を100分の1.125に、特定幹部職員にあつては、100分の1.5375を100分の1.425に改定するものです。

それでは、議案書の6ページに戻っていただきます。

附則の第1条では、この条例の施行は、公布の日からとなっております。ただし、第2条による規定は、一時金の支給割合を戻すため、平成27年4月1日からの施行となります。

附則の第3条の給与の内払いについてですが、平成26年4月1日にさかのぼって適用される給料表に基づいて支給された給料、時間外手当等は、この新給料表による内払いとみなし、差額を支給するものです。

ちなみに、吉岡町の給与水準、ラスパイレス指数についてですが、平成25年4月の時点では104.4、これは国家公務員が減額していたときですけれども、平成26年4月現在では、参考値ですけれども96.7になります。県内35市町村の中では、低い位置に当たります。

以上、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 幾つかお伺いしたいと思いますけれども、昨年の期末・勤勉手当については人事院勧告はなくて推移しております。ただ、7月に東日本大震災の関係で、その支援ということで、他の公務員については減額になって実施したわけでございます。今回については、引き上げということで出てきたわけなんですけれども、これは県でも国家公務員でも同じ0.15カ月を引き上げることなんですけれども、ちょっと疑問があるのは、前回で引き下げをしなくて今回の場合は引き上げをやるということで、一般町民の中には、やはり引き下げはしないで今回みたいに引き上げはやるのかという疑問を呈する人もいます。前回については、引き下げをしなかったために地方交付金のがんばる地域交付金、これについては、職員の給与カットをしないところについては減額というような新聞記事がありました。がんばる地域交付金は、そういうことで減額されたわけなんです。

こうすることで、町民に対して、今回は全国的に実施されていることなので今までみんな実施してきたことなんですけれども、その辺のところをどのように説明するか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 今回の給与改定は、人事院の勧告に基づいて行うものです。全国的な給与民間較差、こういったものを調査した上で人事院が勧告をした結果が勤勉手当の0.15カ月の引き上げということで勧告されておりますから、吉岡町には、この調査をする機関、人事委員会がございませんので、この国の示された人事院勧告に沿って、あるいは群馬県の人事委員会の勧告に沿って判断をしていかなければならないと思います。

先ほどお尋ねの昨年の震災等の影響等と言われましたけれども、こういったものが調査の中で反映された結果が官民較差ということで人事院は勧告していると考えておりますので、その人事院の勧告に沿った給与改定の内容を今回上程させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） その辺のところは、やはりいろいろ会議やなんかに行くと聞かれる部分があるので、職員が自分自身について不利になることはやらない、有利になることはやるという疑念を持たれるとやはり職員、議員もみんな入っているわけなんですけれども、ちょっと

引っかかる点がありましたのでお伺いしました。

それからもう1点、勤勉手当についてお伺いしたいんですけども、0.15の中に期末手当と勤勉手当が入っているわけなんですけれども、職員の支給に関する規則が、吉岡町職員給与の支給に関する規則の中で、町長は勤勉手当の支給については、その規則にのっとって勤務成績が優秀な者、勤務成績が良好でない者、その中で幾つか段階があると思うんですけども、このような今回の期末・勤勉手当の支給、人員が示されれば人員が一番いいんですけども、割合としてはどのぐらい、もし今回まだ決まっていなければまだ決定されていないわけですが、どのぐらいの率で実施しているか、その辺のところを過去の年度でも結構ですから、その辺のところの割合、一生懸命仕事をする人は手厚く勤勉手当を出す、適当の勤務状態のよくないものは支給率が落ちる、これは当たり前のことなので、町長としては、毎年どの辺の何割ぐらい、何%ぐらいその辺に振り分けているのか、規則に基づいた段階でお示し願えればと思うんですが、よろしくをお願いします。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 人事評価のことだと思うんですけども、吉岡町では現在人事評価は試行しておりますけれども、本格的に人事評価の結果を反映して勤勉手当にやるということは、今現在行っておりません。

これは、28年度からは義務づけられるということも聞いておりますので、それまでに人事評価を適切に行い、あるいは制度を確立した上で人事評価の結果を勤勉手当に反映していくということになると思うんですが、現在のところではそういった反映されるような措置はしておりませんので、全員に勤勉手当を一律に支給しているところでございます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） そうすると、規則で決まっているんだけど、過去にそういうことは全然していないということで、一生懸命仕事をして仕事をしなくてもいいというようなことで支給される、一律に年功序列で支給ということでこれまでやってきているのか、その辺についてあわせてお伺いしたい。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ちょっと議員、勘違いしているような感があるんですけども、いわゆる今回のあれは、人事院勧告に従って物事が動いているということです。ことしの7月にやったときには人事院勧告ということではなく、いわゆるこういったことだから協力してくれと。だから、群馬県の中でもこの町村はしなくていいよ、この町村はしなさいよ、この

町村はしなくていいよ、そういう方向で今言った町の職員の給与は下げなかった。その下げなかった理由というのは、あのときに議会でお話したとおり、こういうことですから吉岡町は職員の方々は下げないでほしいということで皆様方にご提案をし、承認していただいたというのが事実でございます。

今回の人事院勧告は、いわゆる町には人事院がないということで、県の人事委員会に従って物事をやっているということで、組合にもそういったことでお伝えをしております。

それから、この勤勉手当ですけれども、先ほど総務課長がご説明したとおり、28年度までにそういった一つの差をつけて物事を判断しろということなんですけれども、なかなか人の差別というのはしにくいということで、今いろんなことで模索をしながらやっていると。やはり、職員は職員の勤める権利もでございます。いろんな面で、私は平等に見るのが適切ではないかと思っております。だがしかし、中にはいろんなことで、ちょっと物事があるなということもありますけれども、職員は職員の権利を持っているということになりますと、平等に見てやらなくてはならないというのが私の考えでございます。

そういったことで、勤勉については28年度までどういった形で勤勉とするかということで今模索をしているところですが、私の考えとしては、今の状況を継続できればありがたいなことではあります。しなくてはならないなと、職員にはそういったことをよく伝えながら職務に励んでいただくというのが私の考えで、割合真面目にやっている、私は全部真面目にやっていると思っております。そういったことで、この勤勉というのはなかなか難しい判断をしなくてはならないなということで、物事を差別することなく、ちゃんと平等に見ていただくといったことが私の信念でございますので、差別をつけるとか余りしたくはないですけれども、極端に町に多大な損害を与えたということになれば、ある程度のことは指摘しなくてはならないと思っておりますが、28年度から始まるということでありますので、今幹部の方々がいろいろな面でまた検証しながらやっているというのが実情でございます。

ですから、昨年の賃下げをしなかったことについてもご説明をしたと思っておりますけれども、こういうことをするから応援してくれませんか、ああいうことをするからこうしてくださいよということで、わかったと、そういうことなら下げないでいきましょうと。だがしかし、三役は下げますよということで皆様方にご承認いただいて執行したというのが実情でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長(近藤 保君) 一、二分休憩します。

午前10時05分休憩

午前10時20分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4、議案第56号に対して質疑を継続します。

質疑ありませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 町長も説明された勤務がどうのこうのという話ですけども、ああいう形で納得できるなと思いますけれども、私は懲戒権を発した場合には、今の中でも賞与に差がつけられるのではないかという感じがします。ですから、今の基準の中では職員に対して甲乙をつけがたいと私は理解します。懲戒権をもらった職員がいれば、当然その段階でそういったところに響くわけです。それは絶対ないということはないと、私はそう理解いたします。

簡単な質問なんですけれども、一般町民からすると、どこに誰がどういうふうにとというのがわかりませんので、例えば、一番給与をもらわなければならないというか、一番トップでもらっている方が何号俸の何に入っているのか、それから一番もらっていない人が何号俸の何になっているのかということだけ教えていただきたいんですけども、個人名じゃなくて結構ですが、職員の中で一番もらっている人が何号の何なのか。号数を、私もわからないので6だとか3だとかというのはわからないので、その辺を教えていただきたい。よろしくお願いします。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 給料表でございますけれども、給料表は1級から6級あります。職務職階制とあって、町の職務に応じた級の給料表を採用することになります。1級が適用されますのが主事補でございます。当然、新規採用職員等、新卒職員、こういったものは1級の主事補に補されます。2級は、数年経験した後に主事、2級が主事です。3級が主任、そして4級が係長、5級が室長、6級が局長、課長ということになります。人数が何人いるかは把握しておりませんが、6級の課長、局長は9名でございます。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 具体的に言いますと、一番トップの方が何号になるのか聞きたいんです。それから、新卒の方が1級の何号になるのか教えてください、それだけで結構です。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 先ほどの説明にもいたしましたが大卒の初任給が1級の25号です。

1級が一番左側を見ていただいて、それを下って25号が大学新卒の初任給に当たります。それから、級を渡っていきますけれども、課長、局長になると6級ということで、これは年齢その他でどこに格付されるか、昇格したときに格付されますので、これは差がございました。年数を足すと号が下へ行くと理解していただきたいと思います。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第56号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第5、議案第57号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

本議案は、吉岡町職員の給与改定に準じて、特別職の期末手当の改定をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務政策課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 一般職の給与改定に準じまして、特別職の職員の期末手当を0.15カ月引き上げる改正をするものです。

人事院勧告は、勤勉手当の引き上げを勧告していますが、元来特別職、教育長、議員には勤勉手当はありません。しかしながら、職員の勤勉手当を期末手当に置きかえ、職員と同様に改定するものです。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条による改正では、期末手当の支給率で、12月の期末手当の100分の205を100分の220に改定するものです。

年間0.15カ月引き上げたものを本年のみ12月期末に支給するものです。

新旧対照表の2ページの第2条による改正は、平成27年4月1日以降の期末手当の支給割合を年100分の15の引き上げ分をそれぞれ6月、12月の支給割合に100分の7.5振り分け、100分の190を100分の197.5に、100分の220を100分の212.5に改めるものです。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第57号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長(近藤 保君) 起立多数。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号 吉岡町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

議長(近藤 保君) 日程第6、議案第58号 吉岡町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長(石関 昭君) 説明申し上げます。

議案第58号 吉岡町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、吉岡町の職員の給与改定に準じ、教育長の期末手当の改定をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務政策課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(近藤 保君) 森田総務政策課長。

[総務政策課長 森田 潔君発言]

総務政策課長(森田 潔君) 一般職の給与改定に準じ、教育長の期末手当を議案第57号特別職の職員と同様に改定するものです。

新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条による改正では、12月の期末手当の100分の205を100分の220に改定するものです。年間0.15カ月引き上げたものを本年のみ12月期末に支給するものです。

新旧対照表2ページの第2条による改定では、平成27年4月1日以降の期末手当の支給割合、年100分の15引き上げ分をそれぞれ6月、12月の支給割合に100分の7.5振り分け、100分の190を100分の197.5に、100分の220を100分

の212.5に改めるものです。

以上、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5番（山畑祐男君） 1件お尋ねしたいんですけども、議案第58号の第2条の文中の中で、第4条第1項中100分の190を100分の197.5に、次の100分の22を100分の21.5に改めるとありますけれども、この改定表との関連、新旧の。旧が100分の205を乗じて得た額とする、新は100分の222を乗じて得た額とすとなっておりますけれども、この関係はどういうのでしょうか。ちょっと、勉強不足でわからないので教えていただければと思います。第2条のところは100分の220を100分の21.5に改めると書いてあるんです。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 旧のところに、改定になりました0.15カ月分が、旧のほうにきてそれを0.75カ月振り分けて新のほうになるということでございます。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第58号 吉岡町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第7、議案第59号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第59号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、吉岡町職員の給与改定に準じ、議会議員の期末手当を改定するものであります。

詳細につきましては、総務政策課長より説明させますので、ご審議の上、可決してくださいませようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

[総務政策課長 森田 潔君発言]

総務政策課長（森田 潔君） 一般職の給与改定に準じ、特別職、教育長と同様に議員の期末手当の改正を行うものです。

新旧対照表でご説明します。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条による改正では、12月の期末手当の100分の205を100分の220に改定するものです。

これは年間0.15カ月引き上げたものを本年のみ12月期末に支給するものです。

2ページの第2条による改正では、平成27年4月1日以降の期末手当の支給割合年100分の15引き上げ分をそれぞれ6月、12月の支給割合に100分の7.5振り分け、100分の190を100分の197.5に、100分の220を100分の212.5に改めるものです。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 数字の比較をしてみると、職員給与に準じてというこの数字を当てはめると、職員給与の改定にちょうど合うということによろしいのでしょうか。100分の35とか100分の45とかいう数字が出ていますが、これが合うということでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） 職員給与の1年間の6月、12月の期末・勤勉手当の合計は、現行では3.95カ月です。それを0.15カ月引き上げることによって、職員も特別職、教育長、議員も年間を通じて4.1になるということです。同じ数字になります。それを今回は1年分を12月の期末手当ですから、それを来年4月以降は6月と12月の期末にそれぞれ半分ずつ振り分けるということになっております。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第59号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第60号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）

議長（近藤 保君） 日程第8、議案第60号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第60号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、先ほど提案しました議案第56号から59号のそれぞれの条例の一部を改正する条例に基づくものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ978万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8,933万6,000円とするものであります。

今回の補正で、財政調整基金の繰り入れを978万1,000円増額して、6億3,450万1,000円といたします。これにより、平成26年度11月臨時会補正後の財政調整基金の残高見込み額は23億2,405万9,000円となります。

詳細につきましては、財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵 莊作君発言〕

財務課長（小淵 莊作君） それでは、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正額でございますが、歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ978万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8,933万6,000円とするものであります。

第2項でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは2ページをごらんください。第1表歳入歳出予算補正でございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございますが、18款繰入金978万1,000円を追加し、6億6,573万1,000円とさせていただくものでございます。内容につきましては、2項基金繰入金、財政調整基金繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、5ページをごらんいただきたいと思ひます。

1款議会費76万6,000円、2款総務費371万7,000円、3款民生費72万2,000円、4款衛生費105万3,000円、6款農林水産業費103万9,000円、7款商工費8万3,000円、8款土木費104万5,000円。6ページをごらんください。10款教育費135万6,000円を追加させていただきまひます。内容は、特別職並びに一般職等の給与の改定に基づきまひます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議 長(近藤 保君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。

これにご異議ございませひか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長(近藤 保君) 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長(近藤 保君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第60号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算(第6号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議 長(近藤 保君) 起立多数。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第61号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議 長(近藤 保君) 日程第9、議案第61号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第61号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

給与改定に伴う補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,027万3,000円としたいものであります。

詳細につきましては、上下水道課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 南雲上下水道課長。

〔上下水道課長 南雲尚雄君発言〕

上下水道課長（南雲尚雄君） それでは、補足説明いたします。

議案書の7ページをごらんください。

第1款下水道費第1項下水道費第1目総務管理費で15万4,000円を増額。同じく第3目建設費で8万7,000円を増額で、下水道費合計24万1,000円を増額となります。したがって、歳入歳出それぞれ24万1,000円を増額いたしまして歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,027万3,000円にお願いするものです。

改めて申し上げますが、人事院の給与改定に伴う補正となります。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第61号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第2号）

議 長（近藤 保君） 日程第10、議案第62号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第62号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

この件に関しましても、給与改定に伴う補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,827万8,000円としたいものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 南雲上下水道課長。

〔上下水道課長 南雲尚雄君発言〕

上下水道課長（南雲尚雄君） それでは、議案書の7ページをごらんください。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費第1目総務管理費で17万6,000円を増額となります。したがって、歳入歳出それぞれ17万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,827万8,000円にお願いするものです。

給与改定に伴う補正です。よろしくお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第62号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第63号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（近藤 保君） 日程第11、議案第63号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第63号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

この件につきましても、給与改定に伴う補正であります。

収益的収入及び支出のうち、第1款水道事業費用第1項営業費用で50万5,000円の増額。また、資本的収入及び支出のうち、第1款資本的支出第1項建設改良費で9万7,000円の増額をお願いするものです。

詳細につきましては、上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 南雲上下水道課長。

〔上下水道課長 南雲尚雄君発言〕

上下水道課長（南雲尚雄君） それでは、議案書の8ページ、9ページをごらんください。

最初に8ページですが、収益的収入及び支出のうち、第1款水道事業費用第1項営業費用第1目排水及び給水費で22万5,000円の増額。同じく第2目総係費で28万円の増額です。合計で50万5,000円の増額となります。したがって、水道事業費用4億1,117万2,000円となります。

続きまして、議案書の9ページをごらんください。

資本的収入及び支出のうち、第1款資本的支出第1項建設改良費第1目排水設備工事費で9万7,000円の増額補正となります。資本的支出の合計2億1,040万6,000円となります。

同じく、給与改定に伴う補正であります。よろしくお願ひします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第63号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、平成26年第3回吉岡町議会臨時会の日程を全て終了いたしました。

町長挨拶

議長（近藤 保君） 閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。
石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
本臨時会におきまして上程いたしました議案を可決承認いただきまして、まことにありがとうございました。
どうか、今後とも議員各位の格別なるご協力をお願い申し上げます。
議員皆様方には、どうか健康には十分ご留意の上、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。
大変お世話さまになりました。ありがとうございました。

閉 会

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、平成26年第3回吉岡町議会臨時会を閉会します。
午前10時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 近 藤 保

吉岡町議会議員 南 雲 吉 雄

吉岡町議会議員 飯 島 衛